平成１８年（排）第１号

排　除　命　令　書

愛知県小牧市小木一丁目４８番地
株式会社リボン
同代表者　代表取締役　坪　内　安　民

公正取引委員会は，上記の者に対し，不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第６条第１項の規定に基づき，次のとおり命令する。

主　　文

１　株式会社リボンは，同社の取引先販売業者を通じて一般消費者に販売している「フルーツキャンデー　assorted candy」と称するあめ菓子を詰め合わせた商品の取引に関し，一般消費者の誤認を排除するために，平成１４年７月ころ以降行っている，当該商品の原材料の果汁としてりんご果汁のみを用いているにもかかわらず，あたかも，巨峰，ラ・フランス及びオレンジそれぞれの果汁を用いているかのように示す表示は，事実と異なるものであり，かかる表示は，当該商品の内容について，一般消費者に対し，実際のものよりも著しく優良であると示すものである旨を速やかに公示しなければならない。この公示の方法については，あらかじめ，当委員会の承認を受けなければならない。

２　株式会社リボンは，今後，「フルーツキャンデー　assorted candy」と称するあめ菓子を詰め合わせた商品又はこれと同種の商品の取引に関し，前項の表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ，これを自社の役員及び従業員に周知徹底させなければならない。

３　株式会社リボンは，今後，「フルーツキャンデー　assorted candy」と称するあめ菓子を詰め合わせた商品又は

これと同種の商品の取引に関し，第１項の表示と同様の表示を行うことにより，当該商品の内容について，一般消費者に対し，実際のものよりも著しく優良であると示す表示をしてはならない。

４　株式会社リボンは，第１項に基づいて行った公示及び第２項に基づいて行った措置について，速やかに文書をもって当委員会に報告しなければならない。

事　　実

１　株式会社リボン（以下「リボン」という。）は，肩書地に本店を置き，菓子類の製造販売業を営む事業者である。

２(1)　リボンは，「フルーツキャンデー　assorted candy」と称するあめ菓子を詰め合わせた商品（以下「フルーツキャンデー」という。）を，取引先販売業者を通じて一般消費者に販売している。

(2)　フルーツキャンデーは，あめ菓子を１粒ずつ袋（以下「内装袋」という。）に詰めた上で，表面の下方部分が透明の袋（以下「外装袋」という。）に詰め合わせているものであり，外装袋の透明部分から内装袋の表示が容易に見えるようになっている。

３　リボンは，平成１４年７月ころ以降，フルーツキャンデーの外装袋の表面（別添写し１（１））の上方部に巨峰，ラ・フランス及びオレンジの果実の名称を記載するとともに，それぞれの果実の写真を掲載し，「フルーツキャンデー　assorted candy」，「おいしさいっぱい　果汁５０％　フルーツのおいしさをそのままキャンデーにしました。」と記載し，さらに，内装袋（別添写し１（２））に巨峰，ラ・フランス又はオレンジとそれぞれの果実の名称を記載するとともに，その果実の写真を掲載することにより，あたかも，あめ菓子の原材料の果汁として巨峰，ラ・フランス又はオレンジの果汁を用いているかのように表示しているが，実際にはりんご果汁のみを用いており，巨峰，ラ・フランス及びオレンジの果汁を全く用いていないものである。

なお，リボンは，フルーツキャンデーの外装袋の裏面（別添写し２）に，加工食品品質表示基準に基づく一括表示事項として記載する原材料名に「リンゴ果汁」と記載しているが，当該表示は，前記巨峰，ラ・フランス及びオレンジそれぞれの果汁を用いているかのように示す表示と同一視野に入る箇所に見

やすく記載されたものではない。

4　本件について，当委員会が調査を開始したところ，リボンは，平成１７年１２月１日以降，前記３記載の表示のフルーツキャンデーの出荷を取りやめている。

法令の適用

上記事実によれば，リボンは，フルーツキャンデーの内容について，不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律（平成１５年法律第４５号）附則第２条の規定により，同法附則第１条ただし書に規定する施行の日前に係る表示にあっては，実際のものよりも著しく優良であると一般消費者に誤認されるため，不当に顧客を誘引し，公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示をしていたものであって，かかる行為は，同施行の日前に係る表示についてなお従前の例によることとされる改正前の景品表示法第４条第１号の規定に，また，同施行の日以後に係る表示にあっては，一般消費者に対し，実際のものよりも著しく優良であると示すことにより，不当に顧客を誘引し，公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示をしているものであって，かかる行為は，同施行の日以後に係る表示について適用することとされる景品表示法第４条第１項第１号の規定に，それぞれ違反するものである。

よって，主文のとおり命令する。

平成１８年１月２４日

公正取引委員会

委員長　竹島一彦

委員　柴田愛子

委員　三谷紘

委員　山田昭雄

委員　濱崎恭生

別添写し１

(1)外装袋表面



(2)内装袋













外装袋裏面

別添写し２


フルーツ
assorted candy
キャンデー
おいしさいっぱい
果汁50%
名称 キャンデー
原材料名 砂糖、水飴、リンゴ果汁、酸味料、炭酸カリウム、香料、着色料（紅花黄・アントシアニン・アナトー・クチナシ）
内容量 120g（個装紙込み）
賞味期限 枠外右側に記載
保存方法 直射日光、高温多湿をお避けください。
製造者 株式会社リボン
〒485-0058
愛知県小牧市小木1丁目48
万一製品に不都合がございましたらお買い上げの月日・店名をご記入の上、包装ごと現品をお客様相談室あてお送りください。代品と郵送料をお送りします。尚、完全自動包装の為、まれに空袋（中身がカラの小袋）が混入することがございますが計量につきましては、この様な場合も加味し、厳正に致しておりますので、表示の内容量には変りありません。何卒、ご容赦ください。
株式会社リボン お客様相談室
0120-898-066
21.K.5.
賞味期限 2006年11月
●賞味期限は、未開封の状態及び表示されている方法で保存した時に品質が保たれる期限です。開封後は、賞味期限にかかわらずお早めにお召し上がりください。
●完全自動計量（グラム計量）の為、種類によって数にバラつきが生じることがございますが、ご了承ください。
3つの味のアソートキャンデー
巨峰
ラ・フランス
オレンジ
4 903316 413051
MANUFACTURED BY
RIBON CO.,LTD.
48 KOKI 1-CHOME KOMAKI AICHI JAPAN
外装：PP
内装：PP,PET